

第60号議案

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の変更を行うため提案する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。